

広報

とみおか

2013.5月 お知らせ版



富岡第一小学校(2010年5月撮影)

～国民健康保険からのお知らせ～

医療費の返還請求について(資格喪失後の受診)

▶国民健康保険資格喪失後に受診した医療費の返還

町外への転出や就職等により、国民健康保険から他の保険に変更となった場合は、富岡町国民健康保険の資格を失います。資格のない方が医療機関等で富岡町国民健康保険の「保険証」を使用された場合、医療費の保険給付分と一部負担金免除分を富岡町国民健康保険へ返還することになりますのでご注意ください。

※返還した医療費は本来の健康保険へ請求すると療養費として払い戻しが受けられます。

▶医療費返還の主な流れ

- (1) 役場から、医療費返還の通知・保険給付した額の明細書・納付書・診療報酬明細書の取り寄せに関する同意書を該当者へ送付。
- (2) 同封の納付書で納付(返還)。
※領収証書は加入されている社会保険等への請求時に必要となります。
- (3) 返還した医療費を、加入されている社会保険等へ請求(手続きは、ご自身で行ってください)。
※詳しい請求方法については、加入されている社会保険等へお問合せください。
- (4) 富岡町国民健康保険は、社会保険等から該当者の同意書を受領後、社会保険等へ診療報酬明細書を送付し、社会保険等は、審査後該当者へ払い戻しを行います。

▶保険証は正しく使いましょう!!

保険が変更になったり転出したりすると、今までの保険証は有効期限内であっても使用することはできません。加入された保険から交付が遅れているなどの理由によりお手元へ加入保険の保険証がない場合は、医療機関等で一旦全額を支払い、保険証を交付されてから医療機関又は加入保険に還付の手続きを行ってください。国保の資格を喪失した方は、国保保険証と一部負担金免除証明書を速やかに役場まで返却してください。また、保険証が変更になった場合は、必ず病院等へその旨をお申し出ください。

▶国保の手続きは忘れずに!!

富岡町国民健康保険の資格を喪失した場合(後期高齢者医療保険に移行した場合を除く)は、役場での手続きが必要です。①新しい社会保険の保険証(国保を抜かれる方全員分)、②国保の保険証と一部負担金免除証明書、③印鑑をご持参の上、富岡町役場(各出張所を含む)でお手続きください。郵便での手続きも可能ですので、国保年金係までご連絡ください。

閩健康福祉課 国保年金係

富岡ジュニアバドミントンクラブのメンバーを募集します

富岡ジュニアバドミントンクラブでは、入会希望者を募集しています。バドミントンを通して楽しく仲間づくり、体力づくりをしてみませんか？

- 1. 練習日 土曜日または日曜日の午前または午後(月2～3回)
- 2. 練習場所 三春町内または郡山市内体育館(会場確保の状況により異なります)
- 3. 入会対象 平成23年3月時点富岡町に居住されていた現小学1年生～高校3年生で、現居住場所は問いません(小学生は福島県小学生バドミントン連盟に加盟いたします)。
- 4. 会費 1ヵ月 1,500円(スポーツ安全保険代は別途お支払いいただきます)
- 5. 申込方法 任意様式に次の事項を記入し、メールまたは郵送にてお申込みください。
①お子様のお名前 ②年齢 ③生年月日 ④現在の学校名・学年 ⑤保護者名 ⑥現住所 ⑦電話番号
- 6. 申込み先 富岡ジュニアバドミントンクラブ
メール：y-ito@tomioka-sports.com
郵送：〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5
富岡町役場企画課内 伊藤靖之宛て
電話 024-983-8570(富岡町体育協会)

ロタウイルスワクチン 無料接種(実施期間延長のお知らせ)

ほとんどの乳幼児が一度はかかるロタウイルス胃腸炎は、吐き下しだけでなく、脱水症状で入院に至ることもある重症化しやすい病気です。

乳幼児をロタウイルスから守るため、WHO(世界保健機関)ではワクチン接種を推奨しており、次の対象者の方は、ロタウイルスワクチンの予防接種が無料で受けられます。

▼対象者

- ・福島県内で、津波被災により住宅が全半壊した家族から被災後出生した生後20週未満のお子さん
- ・東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域に指定された区域に住所を有する世帯にて事故後出生した生後20週未満のお子さん
- ・前記避難指示区域以外の福島県に住所を有し、事

故後自主的に避難した家族より出生した生後20週未満のお子さん

▼期間

平成25年6月30日まで

▼接種費用

無料

▼申込方法

小児予防接種をしている医療機関に直接お申込みください。

※住民票や保険証、罹災証明書、健康保険一部負担金等免除証明書等の証明できる書類等が必要となります。

富岡県小児科医会事務局(竹内ごもクリニック内)

〒024-533-4150

基本調査の書き方説明や相談にお伺いします

福島県と県立医科大学では、県民健康管理調査基本調査一問診票に関する出前書き方説明会と出前書き方相談会を、実施内容や会場などのご要望に応じて開催します。

開催日は、土日・祝祭日を

除く午前9時から午後4時までの間で、1回当たり10名(15名まで対応が可能です)。

詳しくは、県立医科大学県民健康管理センターまでお問い合わせください。

富岡県立医科大学

県民健康管理センター

〒024-547-1786

避難先届出・郵便物転送届出のお願い

避難先住所の変更に伴い、町から送付する郵便物が届かない事例が発生しています。

避難先を移動された方は、電話等により避難先の情報をお知らせください。

また、旧住所(富岡町)あての郵便物の転送は、郵便局に転居届を出してから1年間です。継続して転送を希望する方や、避難先住所が変更になった方は、お近くの郵便局の窓口へ転居届を出してください。

企画課 情報統計係

いわき地区交流サロン職員を募集します

町では、いわき市内の交流サロン職員を、次のとおり募集します。

▶募集区分、勤務先

- ・いわき平交流サロン
いわき市平字新田前6-10
- ・いわき四倉交流サロン
いわき市四倉町字東2丁目115
- ・いわき泉玉露交流サロン
いわき市泉玉露4丁目1-11

▶業務内容

- ・憩いの場であるサロンへ来所する町民の対応
- ・サロンの管理運営

▶募集人数

若干名

▶勤務条件

- ①勤務開始日 平成25年7月1日(月)予定
- ②勤務時間数 7時間45分/1日間
 - ・始業及び終業時間は、各サロンにより異なります。
 - ・週休2日とします。ただし、休日(祝日を含む)も交代での勤務となります。
- ③給与(年齢により)
 - ・1日 7,450円～7,950円
 - ・住宅手当等の各種手当はありません。

▶申込資格

- ①年齢要件 満20歳～満65歳の富岡町民
 - ②資格要件 なし
 - ③その他 各サロンへ通勤が可能な方
- ※次のいずれかに該当する方は、申込資格がありません。
- ・日本国籍を有しない者
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・富岡町職員等として、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を決定し、又はこれに加入した者

▶申込手続き

市販の履歴書1部を提出してください(郵送、持参いずれも可とします)。

※履歴書の現住所欄に住民登録のある住所(富岡町の住所)、連絡先欄に避難先住所を記載してください。

【提出先】

〒963-0201
福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
富岡町役場 生活支援課 宛て

▶申込受付期間

平成25年5月27日(月)～6月10日(月)

※郵送による提出の場合は、平成25年6月10日(月)当日の消印まで有効とします。

※持参による提出の場合は、平日の午前8時30分から午後5時00分までとします(土曜日及び日曜日を除きます)。

▶試験日時等

面接や作文による試験を予定しておりますが、日時等の詳細については、申込者へ個別に連絡いたします。

富岡生活支援課

巡回法律相談実施予定表

実施地区	実施日	実施会場
福島市	5月29日	福島県青少年会館 1階第6研修室 福島市黒岩字田部屋53-5
二本松市	6月19日	福島県二本松合同庁舎 2階会議室 二本松市金色424-1
伊達市	6月12日	福島県伊達合同庁舎 1階会議室 伊達市保原町大泉字大地内124
郡山市	5月29日 6月12・19・26日	福島県郡山合同庁舎第4会議室 郡山市麓山1-1-1
白河市	6月6日・13・20日	白河商工会議所会議室 2階交流室 白河市道場小路96-5
会津若松市	5月30日 6月6・17・27日	福島県会津若松合同庁舎本館 3階地域連携室 会津若松市追手町7-5
南会津町	6月12日・26日	福島県南会津合同庁舎4階会議室 南会津町田島字根小屋甲4277-1
南相馬市	6月6日・13・20日	福島県南相馬合同庁舎北庁舎 1階県政相談室 南相馬市原町区錦町1-30
いわき市	6月11日・18・26日	福島県いわき合同庁舎南分庁舎 3階中会議室 (※5/21は4階大会議室) いわき市平字梅本15

原子力損害賠償に係る巡回法律相談のご案内

福島県では、福島県弁護士会と連携のもと、弁護士による対面の法律相談を実施し被害者の皆さまを支援しております。相談は無料です。請求手続きにおける不明な点など、お気軽にご相談ください。

- ▼事前予約受付
〒024-523-1501
(原子力損害賠償等に関する問い合わせ窓口)
- ▼受付時間
平日 8時30分～17時15分
- ▼相談時間
30分(13時30分から15時50分の間に実施)
- ▼相談料 無料
- ▼実施日程
左記予定表のとおり

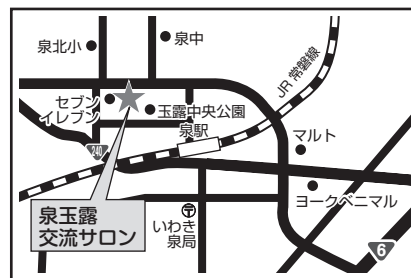
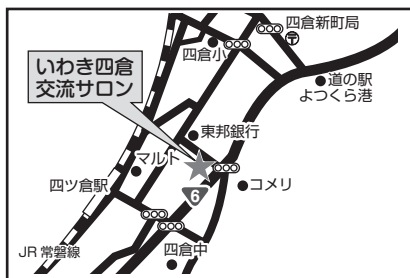
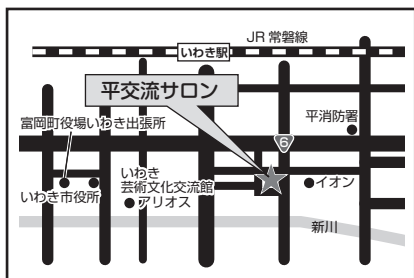
富岡県生活環境部 原子力賠償支援課

いわき地区交流サロン 定期休館日のお知らせ

いわき地区にお住まいの皆さまにご利用頂いております交流サロン3施設のうち、平交流サロンと四倉交流サロンにつきましては、次のとおり6月から定期休館日を設けさせていただきます。

また、泉玉露交流サロンについては、現在休館日としている土・日・祝日の開所を検討しており、決定次第お知らせします。なお、その際、他2交流サロン同様、定期休館日を設けさせていただきますのでご了承ください。

サロン名	休館日	連絡先
平交流サロン	毎月 第一月曜日	050-3608-2864
四倉交流サロン	毎月 第二月曜日	0246-38-4355
泉玉露交流サロン	現在は土・日・祝日	0246-38-4242



県政相談のお知らせ

県では、県政に関する相談や要望、または県民生活に関する相談をお受けします。相談は無料で秘密は厳守しますのでお気軽にご相談ください。

▶相談場所

- ・福島県庁県政相談コーナー
- ・各県合同庁舎内県政相談コーナー

▶相談時間

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

▶県政相談専用電話

- ・県庁(県政相談コーナー)

☎0120-899-721

又は024-521-7017

E-mail:kenseisoudan@pref.fukushima.lg.jp

・県内合同庁舎内

- 郡山 県中地方振興局県政相談コーナー
0120-899-722
- 白河 県南地方振興局県政相談コーナー
0120-899-723
- 会津 会津地方振興局県政相談コーナー
0120-899-724
- 南会津 南会津地方振興局県政相談コーナー
0120-899-725
- 相双 相双地方振興局県政相談コーナー
0120-899-726
- いわき いわき地方振興局県政相談コーナー
0120-899-727

☎福島県知事直轄県民広聴室

☎024-521-7013



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証され、適切に管理された森からの木材を含んだ用紙を使用して印刷しています。

発行 富岡町 〒963-0201 福島県郡山市大槻町字西ノ宮48-5
TEL:0120-33-6466 FAX:024-961-3441
E-mail:tomioka.machi@gmail.com

富岡町公式ホームページ【災害版】<http://www.tomioka-town.jp/>
郡山駅前9番乗場発 新池下団地行き または 大槻行き
停留所 西の宮停留所

